

## 大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、保育所等における保育士等の確保が困難となっている状況に鑑み、保育所等において保育補助者又は有資格保育補助者（以下「保育補助者等」という。）を雇い上げるのに要する経費の一部を補助することにより、保育士等の業務の負担を軽減し、その離職防止を図るとともに、当該保育補助者が保育士資格を取得するのを促すことにより新たな保育士の確保を支援し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項の認定を受けたもの（以下「保育所型認定こども園」という。）を除く。以下同じ。）、幼保連携型認定こども園（法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）、保育所型認定こども園及び小規模保育事業所（児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条に規定する地域型保育給付費又は同法第30条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者を雇い上げて事業を行うものを除く。）をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 保育士等 保育所又は小規模保育事業所に勤務する保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。）、幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に直接従事する職員（法第14条第8項に規定する主幹保育教諭、同条第9項に規定する指導保育教諭、同条第10項に規定する保育教諭、同条第16項に規定する助保育教諭及び同条第17項に規定する講師をいう。）並びに保育所型認定こども園に勤務する教育・保育従事職員（大津市認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第1号）第4条第2項に規定する教育・保育従事職員をいう。）をいう。
- (3) 保育補助者 保育士等の業務の補助を行う保育所等に勤務する者であつて、次のいずれにも該当するものをいう。
  - ア 保育士資格を有していない者
  - イ 子育て支援員研修等の必要な研修を受講した者又は保育に関する40時間以上の実習（市長が認める内容のものに限る。）を受けた者若しくはこれと同等の知識及び技能を有すると市長が認める者
- (4) 有資格保育補助者 保育士資格を有し、保育士等の業務の補助を行う保育所等に勤務する者（現に保育士として就業していない者に限る。）をいう。

### (補助対象者等)

第3条 この要綱による大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、新たに保育補助者等の雇上げを行い、又は補助金の交付を受けて新たに雇い上げた保育補助者等を引き続き雇用している保育所等の設置者とする。

2 補助金の交付を受けようとする前項の保育所等の設置者は、補助金の交付の対象となる保育補助者に対して、保育士資格の取得を促すものとする。

### (補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、当該経費について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付その他の施策により、その経費が交付される場合には、交付の対象としない。

2 有資格保育補助者に係る補助金の交付は、有資格保育補助者として当該保育所等（当該保育所等の設置者が運営する他の保育所等を含む。）に勤務を開始した日（勤務を開始した日が複数ある場合にあっては、当該日のうち最も早い日）から1年を限度とする。

（交付申請書）

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、大津市保育補助者等雇上強化事業の実施に係る経費明細書及び実施計画書（様式第2号）を添付しなければならない。

（決定通知書）

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（事情変更による取消通知書等）

第7条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金交付決定取消通知書（様式第5号）又は大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により行うものとする。

（補助事業等の内容の変更等の承認申請書）

第8条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業変更承認申請書（様式第7号）又は大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第8号）とする。

2 前項の承認申請書には、大津市保育補助者等雇上強化事業の実施に係る経費明細書及び実施計画書（様式第2号）を添付しなければならない。

（承認通知書等）

第9条 規則第13条第2項の規定による通知は、大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業変更承認決定通知書（様式第9号）若しくは大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書（様式第10号）又は大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業変更承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第11号）若しくは大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書（様式第12号）により行うものとする。

（実績報告書）

第10条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業実績報告書（様式第13号）とする。

2 前項の実績報告書には、保育補助者等雇上強化事業に係る経費明細書及び実施報告書（様式第14号）を添付しなければならない。

（確定通知書）

第11条 規則第15条の規定による通知は、大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金確定通知書（様式第15号）により行うものとする。

（交付請求書）

第12条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市保育補助

者等雇上強化事業費補助金交付請求書（様式第16号）とする。

（一括又は分割による交付請求書）

第13条 規則第18条第2項において準用する同条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金交付請求書（様式第17号）とする。

（取消通知書）

第14条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金交付決定取消通知書（様式第18号）により行うものとする。

（返還通知書）

第15条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金返還通知書（様式第19号）により行うものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月3日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、国及び滋賀県の保育対策総合支援事業費補助金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月17日から施行し、改正後の大津市保育補助者雇上強化事業費補助金交付要綱の規定は、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月20日から施行し、改正後の大津市保育補助者雇上強化事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行し、改正後の大津市保育補助者雇上強化事業費補助金交付要綱の規定は、令和元年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月22日から施行し、改正後の大津市保育補助者雇上強化事業費補助金交付要綱の規定は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行し、改正後の大津市保育補助者雇上強化事業費補助金交付要綱の規定は、令和3年度分の補助金から適用する。

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年1月18日から施行し、改正後の大津市保育補助者雇上強化事業費補助金交付要綱

の規定は、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月5日から施行し、改正後の大津市保育補助者雇上強化事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年12月27日から施行し、改正後の大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年度分の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	補助金の額
<p>保育補助者等の配置（定員が121人未満の施設にあつては1人に限るものとし、121人以上の施設にあつては2人までとする。）に要する次の各号に掲げる経費</p> <p>(1) 報酬、給料、職員手当等、賃金及び共済費</p> <p>(2) 需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料</p>	<p>補助対象経費の実支出額。ただし、当該配置1人当たり年額3,117,000円（配置月数が12月に満たない場合にあつては、3,117,000円に配置月数を乗じた額を12で除して得た額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を上限とする。</p>

様式第1号（第5条関係）

大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 所在地

名称

代表者名

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金の交付について次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業
補助事業の目的及び内容	
補助事業の経費所要額	円
交 付 申 請 額 ( 内 訳 )	円
補助事業の着手予定年月日 及び完了予定年月日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
添 付 書 類	大津市保育補助者等雇上強化事業に係る経費明細書 実施計画書（様式第2号）

実施計画書

年 月 日

施設名： \_\_\_\_\_

1 本事業に係る保育補助者等の業務及び本事業により軽減される保育士等の業務の内容

2 職員の雇用管理及び勤務環境の改善のために保育所等の設置者が取り組む内容（保育補助者等の配置を除く。）

3 資格取得時期の見込み \_\_\_\_\_ 年 月 日

4 資格取得に向けた勤務時間の調整、講習受講の機会の確保その他の支援の取組の内容

大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金交付決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付けで申請のあった大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり ただし、 については、 とする。
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	(1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。 (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。 (4) 前各号に違反した場合は、補助金の一部又は、全部の返還を命じることがある。

(注) 補助事業の目的及び内容の項のただし書については、大津市補助金等交付規則第5条第2項の規定により補助金交付申請に係る事項について修正を加えた場合に記載する。

大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付けで申請のあった大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	円
交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金交付決定変更通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第9条第5項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
決 定 内 容 又 は こ れ に 付 し た 条 件 を 変 更 す る 内 容	
変 更 を し た 理 由	

大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

申請者 所在地

名称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業の変更の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	円
変 更 す る 理 由	
変 更 の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	大津市保育補助者等雇上強化事業に係る経費明細書 実施計画書（様式第2号）

大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）

大津市長

申請者 所在地

名称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第13条第1項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業
中 止（廃 止）す る 理 由	
中 止（廃 止）の 年 月 日	年 月 日
添 付 書 類	

大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業変更承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業
承 認 し た 変 更 内 容	
承認に係る事業の変更年月日	年 月 日

大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業中止（廃止）承認決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業
中止（廃止）の承認年月日	年 月 日

大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業変更承認申請棄却(却下)決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業の変更について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容	
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

様式第12号（第9条関係）

大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業中止（廃止）承認申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業の中止（廃止）について、次のとおり承認しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第13条第2項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業
承 認 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	

大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

名称

代表者名

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業の実績について、大津市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業
補 助 事 業 の 着 手 年 月 日 及 び 完 了 年 月 日	着 手 年 月 日 完 了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 ( 補 助 対 象 金 額 )	円
添 付 書 類	大津市保育補助者等雇上強化事業に係る経費明細書 実施報告書 (様式第14号)

実施報告書

年 月 日

施設名： \_\_\_\_\_

1 本事業に係る保育補助者等の業務及び本事業により軽減された保育士等の業務の内容

--

2 職員の雇用管理及び勤務環境の改善のために保育所等の設置者が取り組んだ内容（保育補助者等の配置を除く。）

--

大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金確定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業について、次のとおり保育補助者等雇上強化事業費補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第15条の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育補助者雇上強化事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額 ( 補 助 対 象 金 額 )	円
交 付 確 定 金 額	円

大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

名称

代表者名

印

年 月 日付け大 第 号で交付の確定のあった大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業
交 付 確 定 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
添 付 書 類	

大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)

大津市長

補助事業者 所在地

名称

代表者名

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第18条第2項の規定により次のとおり事前に一括(分割)して交付を請求します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 を 事 前 交 付 請 求 す る 理 由	
補 助 金 の 既 交 付 金 額	円
交 付 請 求 金 額	円
添 付 書 類	

大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金交付決定取消通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業
交 付 決 定 ( 確 定 ) 金 額	円
取 消 金 額	円
取 消 し 後 の 交 付 決 定 ( 確 定 ) 金 額	円
取 消 し を し た 理 由	

大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金返還通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大 津 市 長



年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市保育補助者等雇上強化事業費補助金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日 まで
補 助 年 度	年 度
補 助 事 業 の 名 称	大津市保育補助者等雇上強化事業費補助事業
交 付 決 定 金 額	円
補 助 金 の 既 交 付 金 額 及 び 交 付 年 月 日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。